



# 三島村子ども医療費助成制度



この制度は、子どもの保険診療による医療費の一部を助成するものです。

課税状況	助成対象	医療機関等での医療費 (外来・入院・薬)
課税世帯	0歳～中学3年生 (15歳到達後最初の3月31日まで)	一部負担金 全額助成
非課税世帯	0歳～高校3年生 (18歳到達後最初の3月31日まで)	※ 保険適用分が対象です。 ※ 非課税世帯は窓口負担が発生しません。

## よくある質問 Q&A

### Q1 病院・薬局代の全額が助成金で還ってきますか？

A. 保険適用分が対象です。

保険適用外の費用（例：薬の容器代・診断書代・予防接種代・乳幼児健診料や入院時の食事代など）や、医療保険各法の規定等に基づき支給される高額療養費や附加給付など(例：家族療養費)の対象となる額は助成対象となりません。

### Q2 医療費の助成を受けるにはどうしたらいいですか？

A. 民生課で手続き後、受給資格者証の交付を受けてください。村内の診療所や鹿児島県内の医療機関を受診するときは、窓口で健康保険証とあわせて受給資格者証を提示してください。

### Q3 他の医療費助成制度の受給資格者証を持っていますが、この制度も利用できますか？

A. ひとり親家庭等医療費助成や重度心身障害者医療費助成の対象者、生活保護の受給者は対象となりません。

申請に必要なもの	
<input type="checkbox"/> 健康保険証	助成対象となる子どものもの
<input type="checkbox"/> 印鑑	認印可（シャチハタ不可・朱肉を使うもの）
<input type="checkbox"/> 預金通帳またはキャッシュカード	受給資格者（＝保護者）名義の普通預金口座

お手続き・お問い合わせは

民生課 子ども医療費係 099-222-3141



### 助成の対象となる子どもは

- 課税世帯と非課税世帯で対象となる子どもが異なります。
  - ① 課税世帯の場合は、中学3年生までの子ども
  - ② 非課税世帯の場合は、高校3年生までの子ども



### 助成金の受給資格者とは

- 受給資格者は、三島村に住所を有し、助成の対象となる子どもを現に監護している保護者です。しおかぜ留学生の場合は留学先の里親が受給資格者となります。



### 助成金を受けるには

- 村内の診療所や鹿児島県内の医療機関を受診するとき
  - ・ 窓口で保険証と受給資格者証を一緒に提示してください。
  - ・ 助成金はおよそ2か月後に指定口座へ振り込まれます。
- 窓口で受給資格者証を提示し忘れたとき・鹿児島県外の医療機関を受診するとき
  - ・ 助成金の支給申請が必要です。医療機関等の領収証を持参し、役場民生課窓口へ申請してください。
  - ・ 助成金はおよそ2か月後に指定口座へ振り込まれます。



### お願い

- 窓口負担が軽減される「限度額適用認定証」や国の公費負担制度の受診券（小児慢性特定疾病など）をお持ちの方は、健康保険証・受給資格者証とあわせて医療機関等の窓口へ提示してください。



### こんなときは届出をしてください

- 加入している健康保険が変わったとき
- 保険証に記載のある事項（住所、氏名等）に変更があったとき
- 生活保護を受けることになったとき
- 他の市町村に引っ越すことになったとき